

主な諸外国の看護制度
及び外国人看護師の
受入れに関する制度

調査の概要

➤ 調査目的

諸外国の看護師資格制度や教育制度、国外からの看護師の受入れ制度につき把握すること

➤ 対象国

米国、カナダ、ドイツ、韓国、中国、英国、スウェーデン

➤ 調査期間

2011年12月16日-2012年1月20日

➤ 調査方法

外務省・在外公館に対し調査協力を依頼。在外公館から、各国の看護行政担当機関に照会

➤ 主な調査項目

看護制度、看護教育、資格取得基準、外国の看護師の免許取得要件、外国の看護師に対する特例制度、相互承認など

米国の看護制度等の概要

(看護制度) 全米各州で、安全な看護ケアの基準を定め、看護業務を行う者に免許を発行することを目的とする看護師委員会を設置。

(看護教育) 看護師の養成課程への入学には、高校卒業程度の教育の修了が必要。
修業年限は、学士プログラム(BSN)4年、準学士プログラム2-3年

(資格取得基準) 認可された看護プログラムを卒業後、免許取得を希望する州の看護師委員会に申請し、免許取得資格及び全国協議会免許試験(NCLEX-RN)の受験資格を獲得*。
登録看護師(RN)になるにはNCLEX-RNの合格が必要。州により、免許は1年ないし2年に1回更新が必要(更新に継続的な教育を求める州あり)

*eligibility to take the NCLEX and to get a license are determined by the board of nursing.

(外国の看護師の免許取得要件) 外国で看護教育を受けた者は、国家試験(NCLEX-RN)に合格した上で、登録看護師として就労可能。ただし、多くの州でNCLEX-RNの受験は、外国看護学校卒業生審議会(CGFNS)から、①CGFNS認証プログラムで認証審査を受け、②認証試験(看護知識の試験)に合格し、③英語を母国語としない国の出身者は、TOEFL、TOEIC、IELTSなどの得点で一定の基準を満たして認定証を得ていることが必要

(外国の看護師に対する国家試験に係る特例制度)

特例制度はない(国家試験(NCLEX-RN)は、英語でのみ実施)

(相互承認制度) 相互承認している国はなし

カナダの看護制度等の概要

(看護制度) 医療従事者規制法、看護法に基づき看護に関する制度を規定。看護実践は、「健康増進、そして最適な機能達成、維持するために支持的、予防的、緩和的、リハビリ的な手段を用いて健康状態をアセスメントし、提供し、配慮し、処置することである」と定義

(看護教育) 看護教育を受けるには、12年間の基礎教育が必要。看護師のための教育(大学における看護学士課程)は4年

(資格取得基準) 看護師国家試験の合格及び各州の登録が必要。オンタリオ州は1年毎の更新制

(外国の看護師の免許取得要件) 看護法で看護師として登録可能な下記7条件を規定。

- ① 看護教育の修了、
 - ② 安全な看護実績、
 - ③ カナダの看護師国家試験の合格
 - ④ 英語又は仏語の読み書き、話すことに問題がないこと
 - ⑤ 看護教育を完了した管轄区において、登録資格又は登録があること
 - ⑥ カナダ市民権・永住権、又はカナダ移民・難民保護法で看護職への従事を許可する証明を有すること、
 - ⑦ 善良であり、看護業務の従事に適切性があること
- 免許は1年毎の更新制

(外国の看護師に対する国家試験に係る特例制度) 特例制度なし

(相互承認制度) 相互承認をしている国はなし

※オンタリオ州看護協会への調査に基づいて作成 3

ドイツの看護制度等の概要

- (看護制度) 看護法、看護師の教育及び試験令に基づき看護に関する制度を規定
疾病者看護師と小児看護師の2つの資格制度
- (看護教育) 看護教育を受けるには、中等教育修了資格又はこれと同等の課程の修了が必要。看護師学校養成所での修業年限は3年
- (資格取得基準) 所定の養成課程を修めた証明をもって国家試験の受験資格を得、州の保健当局が免許を付与。免許は期限なし
- (外国の看護師の免許取得要件) 出願者の教育又は知見状況がドイツと同等のものかにより申請者の免許を承認。免許を発行申請をする際の審査で、職業上の専門性の発揮に必要なドイツ語の会話知識を有することが必要。
コミュニケーション能力を持っているかの法運用は、州の認証機関の所管
- (外国の看護師に対する国家試験に係る特例制度) ——
- (相互承認制度) EU/欧州経済領域(EEA)/スイスに対して相互承認。職業資格の認可に関する欧州議会及び理事会の指針により基準に調和する看護師に係わる一般看護師又は小児看護師の教育を修めれば、自動的に承認。資格を認められる者は、どこでの教育かによらず、各々同一の権利義務を持って業務遂行が許容

韓国の看護制度等の概要

(看護制度) 医療法に基づき、看護に関する制度を規定。看護師の業務内容は、「傷病者や解産婦の療養のための看護または診療補助及び保健活動を任務とする」(同法第2条第2項第5号)

(看護教育) 高等学校卒業(正規教育12年以上)後、看護学校に入学。以前の看護教育は、3年～4年だったが、最近の高等教育法改正で4年学制に一元化

(資格取得基準) 看護学を専攻する大学や専門大学を卒業した者等で、看護師国家試験に合格した後、保健福祉部長官の免許を受ける。

(外国の看護師の免許取得要件) 保健福祉部長官が認める外国の看護学を専攻する大学や専門大学を卒業して外国の看護師免許を受けた者で、看護師国家試験に合格した後、保健福祉部長官の免許を受けることが必要

外国免許所持者が韓国看護師免許を取得する場合、看護師国家試験前に予備試験の受験が必要(試験科目には韓国語能力試験が一部あり)

(外国の看護師に対する国家試験に係る特例制度) 特例制度なし

(相互承認制度) 相互承認をしている国はなし

中国の看護制度等の概要

(看護制度) 看護師条例に基づき看護に関する制度を規定。

看護師の業務範囲は、「患者の世話、病状観察及び医師による診療の補助を行い、健康教育・リハビリ指導等を行う」(同条例第1章及び第3章)

(看護教育) 看護教育を受けるには、少なくとも中学校卒業(9年の教育修了)が必要
看護教育は、3年以上

(資格取得基準) 看護師国家試験の合格と登録により管理。同試験の受験資格は、中等職業学校、高等学校の普通全日制で3年以上、国務院教育主管部門及び衛生部主管部門が規定した専門課程を学び、総合病院などで8か月以上の看護臨床研修を完了し、相応の学歴証書を取得した者。免許の有効期限は5年

(外国の看護師の免許取得要件) 各省レベルの衛生行政部門が衛生部の関連規定に基づき、資質、専門教育履歴を審査し、認定。就業条件は、以下のとおり

- ①「外国人が中国国内で就業する管理規定」に合致、②外国で合法的に看護活動ができる資質を保持、③中国国内の医療機構により応募招聘、④中国で就業資格の認可を取得し、医療機構の所在地の省レベル衛生行部門で登録を経て、相応の証書を取得、⑤中国の法律法規を遵守し、現地の文化と風俗習慣を尊重 (※)中国で就業する管理方法に関する新たな規定を作成中

(外国の看護師に対する国家試験に係る特例制度) ——

(相互承認制度) 相互承認をしている国はなし

英国の看護制度等の概要(国家試験なし)

- (看護制度) 看護師助産令に基づき看護に関する制度を規定(看護職は、看護師、助産師及び地域保健専門看護師の3種類に大別)
- (看護教育) 看護教育を受けるには、10年以上の一般教育の修了が必要。看護師学校養成所の修業年限は、3年以上
- (資格取得基準) NMC(Nursing and Midwifery Council; 看護助産令に基づき設置された職能団体)が承認する養成課程の修了者は、看護師としてNMCへの登録が可能(日本の国家試験に相当する試験なし)。免許は3年ごとの更新制。更新には一定の業務従事に関する基準及び継続的な専門性向上に関する基準を満たすことが必要
- (外国の看護師の免許取得要件) 外国の看護師資格の取得者のNMCへの登録には、言語要件、業務従事要件及び教育要件を満たした上で、海外看護師プログラムの受講が必要
- ①言語要件: IELTSで全体スコア7以上、リスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの全分野でそれぞれスコア7以上であること。
 - ②業務従事要件: 申請時に、自国で看護師資格取得後12ヶ月以上業務に従事、かつ直近3年間に450時間以上業務に従事していること
 - ③教育要件: 自国における1級看護師の資格取得のため、看護師の養成プログラムの開始前に10年以上の学校教育を修了
- (相互承認制度) 欧州経済領域(EEA) 諸国/スイスに対してEC指令(2005/36/EC)により相互承認。NMCは相互承認の対象者に英語によるコミュニケーション能力試験を要件とすることは不可。ただし、NMCは看護業務を行うのに十分な英語の知識を持っていることが必要として、Europass Language Passport(語学力を自己査定する仕組み)の利用を強く推奨

スウェーデンの看護制度等の概要(国家試験なし)

(看護制度) 患者安全法に基づき、看護に関する制度を規定

(看護教育) 高校卒業(12年の教育修了)又はそれと同等の教育等の修了。修業年限は3年以上

(資格取得基準) 大学で看護師養成課程を卒業(看護学士を取得)後、保健福祉庁に申請し、認定されることにより資格付与(Legitimation(ライセンス)制度)

(外国の看護師の免許取得要件) 保健福祉庁が以下の要件を満たす者を認定し資格付与

- ① 申請者の看護師養成教育の同等性の認証
- ② スウェーデン語の能力判定(一定の教育修了又は試験合格)*
- ③ 医学的一般知識に関する試験合格
- ④ スウェーデン社会・制度に関する研修コース(一部実地の通信教育、筆記試験)の修了
- ⑤ 初期医療における実習(2週間)修了
- ⑥ 内科・外科・老年科での実施訓練(3~5ヶ月)修了

* ア)「スウェーデン語B」又は「第二言語B」としてのスウェーデン語の修了 イ)大学による外国人向けのスウェーデン語による教育の修了
ウ)「大学入学のためのスウェーデン語試験」に合格 エ)スウェーデン語の教育を行う機関によってスウェーデン語の能力に関する認定

(相互承認制度) EU/EEA加盟国(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)

及びスイスで看護師の養成課程を修了した者についてEC指令(2005/36/EC)等に基づき資格を認定。特別の試験や語学研修は課されない。

国名	看護師国家試験の有無	外国の看護師の免許取得要件	当該国以外の言語での試験の有無	相互承認の有無
米国	あり	看護教育等の審査、認証試験合格、語学要件＋国家試験合格	なし	なし
カナダ	あり	語学要件＋国家試験合格	なし	なし
ドイツ	あり	教育・知見の同等生の承認＋語学能力	----	EU/EEA/スイス
韓国	あり	韓国語能力試験を含む予備試験＋国家試験合格	なし	なし
中国	あり	認定に基づき免許取得	----	なし
英国	なし	語学要件＋業務従事要件＋教育要件＋海外看護師プログラム受講	----	EEA/スイス
スウェーデン	なし	教育の同等性＋語学要件＋医学的一般知識試験＋研修コース、試験（社会・制度）＋初期医療実習＋実施訓練（内科、外科、老年科）	----	EEA/ノルウェー/アイスランド/リヒテンシュタイン/スイス

調査結果のまとめ

- ✓ 看護師国家試験制度のある国においては、外国の看護師の免許取得に当たって、自国の国家試験の合格を求める国が少なくない。（米国、カナダ、韓国）
- ✓ 外国の看護師の国家試験受験に当たって、当該国以外の言語による試験実施を行っている国はなかった。
- ✓ 看護師国家試験制度のない国においても、免許交付に当たって語学要件を課している国があった。（英国、スウェーデン）
- ✓ 医療従事者資格の相互承認を認めている国では、相互承認の対象国以外の看護師とは異なる取扱いが行われている。（ドイツ、英国、スウェーデン）